

法令等に基づく閲覧等の制度

No.	法令等の名称	請求できる資料	主な内容	請求期間	開示の方法			閲覧等を行う場所	問合せ先 (担当課・室・電話)
					開 覧	縦 覧	写 し		
1	政治倫理確立のための千葉県知事の資産等の公開に関する条例第6条第2項	・資産等報告書 ・資産等補充報告書 ・所得等報告書 ・関連会社等報告書 ・各訂正届	千葉県知事の資産等の公開	5年間	○		○	総務部審査情報課 総合窓口 (写しの交付 10円/枚)	総務部秘書課調整班 043-223-2017
2	千葉県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条	人事行政の運営等の状況	人事・組織、給与、人事委員会に関する項目	限定なし	○			県ホームページ・文書館 及び各地域振興事務所	総務部人事課 人材育成班 043-223-2082
3	千葉県退職職員の再就職状況の公表に関する要綱	千葉県退職職員の再就職状況	前年度8月1日から当該年度7月31日までの間に職員の退職管理に関する条例に基づき届出のあった再就職状況(県退職時の所属名及び職名、氏名、県退職年月日、再就職先の名称及び役職名、再就職年月日、県からの紹介の有無)	限定なし	○			県ホームページ	総務部人事課 勤務制度管理班 043-223-2032
4	千葉県職員倫理条例	贈与等報告書(一件につき二万円を超える部分に限る)	贈与等を受けた者の職氏名・贈与等を受けた内容・贈与等をした事業者等の名称及び住所	5年間(報告書提出後60日間を除く)	○			総務部総務課	総務部総務課リスクマネジメント推進室 043-223-4455
5	入札結果の公表に関する事務取扱要領	開札調書	県が行った入札結果(工事等を除く)	翌会計年度末まで	○			各発注機関 入札情報サービス	総務部管財課 調達指導班 043-223-2211
6	入札結果の公表に関する事務取扱要領	評価調書	総合評価落札方式による入札に係る評価項目及び評価点	翌会計年度末まで	○			各発注機関 入札情報サービス	総務部管財課 調達指導班 043-223-2211
7	入札結果の公表に関する事務取扱要領	指名競争入札とした理由及び指名業者選定理由書	指名競争入札とした理由及び業者選定理由	翌会計年度末まで	○			各発注機関 入札情報サービス	総務部管財課 調達指導班 043-223-2211
8	オープンカウンター実施要領	オープンカウンターの結果	オープンカウンターの結果	翌会計年度末まで	○			入札情報サービス	総務部管財課 調達指導班 043-223-2211
9	随意契約適正化の取組指針	少額随意契約を超える随意契約の概要及び理由	少額随意契約を超える随意契約の概要及び理由	翌会計年度末まで	○			入札情報サービス	総務部管財課 調達指導班 043-223-2211
10	委託業務低入札価格調査実施要領	低入札価格調査制度による調査対象業務	調査対象となった業務の概要	翌会計年度末まで	○			各部の主管課 千葉県ホームページ	総務部管財課 調達指導班 043-223-2211
11	委託業務低入札価格調査実施要領	低入札価格調査の実施概要	失格者とした者に係る低入札価格調査等の概要	翌会計年度末まで	○			各部の主管課 千葉県ホームページ	総務部管財課 調達指導班 043-223-2211
12	物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格審査等取扱要領	物品等入札参加業者適格者名簿	適格者名簿に記載された者の情報	名簿登載期間	○			千葉県ホームページ 入札情報サービス	総務部管財課 調達指導班 043-223-2211
13	千葉県「財政事情」の作成及び公表に関する条例	千葉県財政事情	歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の高その他財政に関する事項	発行の日から6ヶ月間	○			総務部財政課	総務部財政課 決算統計班 043-223-2075
14	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項	決算に基づく健全化判断比率等の状況	決算に基づく健全化判断比率等の状況	限定なし	○			県ホームページ 総務部財政課	総務部財政課 予算総括・財政改革班 043-223-2072
15	地方自治法第219条第2項	千葉県一般会計及び特別会計予算の要領	定例県議会の議決を経た予算に関する資料	限定なし	○			総務部財政課	総務部財政課 企画調整班 043-223-2071
16	地方自治法第233条第6項	千葉県一般会計及び特別会計歳入歳出決算の要領	定例県議会の認定に付した決算に関する資料	限定なし	○			総務部財政課	総務部財政課 企画調整班 043-223-2071
17	行政手続法第5条第3項	審査基準	申請による処分等を行うに際し、判断の根拠となる基準	限定なし	○			県ホームページ、ポリスネット・千葉(県警ホームページ)等で公開	各審査基準制定機関

法令等に基づく閲覧等の制度

No.	法令等の名称	請求できる資料	主な内容	請求期間	開示の方法			閲覧等を行う場所	問合せ先 (担当課・室・電話)
					閲覧	縦覧	写し		
18	行政手続法第6条	標準処理期間	申請による処分等を行うに際し、処分をするまでの要する標準的な期間	限定なし	○			県ホームページ、ポリスネット・千葉(県警ホームページ)等で公開	各標準処理期間設定機関
19	行政手続法第12条第1項	処分基準	不利益処分を行う際に判断の根拠となる基準	限定なし	○			県ホームページ、ポリスネット・千葉(県警ホームページ)等で公開	各処分基準制定機関
20	千葉県行政手続条例第5条第3項	審査基準	申請による処分等を行うに際し、判断の根拠となる基準	限定なし	○			県ホームページ、ポリスネット・千葉(県警ホームページ)等で公開	各審査基準制定機関
21	千葉県行政手続条例第6条	標準処理期間	申請による処分等を行うに際し、処分をするまでの要する標準的な期間	限定なし	○			県ホームページ、ポリスネット・千葉(県警ホームページ)等で公開	各標準処理期間設定機関
22	千葉県行政手続条例第12条第1項	処分基準	不利益処分を行う際に判断の根拠となる基準	限定なし	○			県ホームページ、ポリスネット・千葉(県警ホームページ)等で公開	各処分基準制定機関
23	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第22条第2項及び3項	財産目録等	事業計画書、収支予算書、財産目録、役員等名簿及び社員名簿(個人の住所に係る記載の部分を除く)、役員報酬等の支給の基準を記載した書類、内閣府令で定める書類等	限定なし	○			公益法人インフォメーションの閲覧請求機能(国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト)	総務部政策法務課 公益法人班 043-223-2160
24	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第22条第2項及び3項	財産目録等	事業計画書、収支予算書、財産目録、役員等名簿及び社員名簿(個人の住所に係る記載の部分を除く)、役員報酬等の支給の基準を記載した書類、内閣府令で定める書類等	5年間	○	○		総務部政策法務課公益法人班	総務部政策法務課 公益法人班 043-223-2160
25	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第127条第4項	公益目的支出計画実施報告書	公益目的支出計画実施報告書	限定なし	○			公益法人インフォメーションの閲覧請求機能(国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト)	総務部政策法務課 公益法人班 043-223-2160
26	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第127条第4項	公益目的支出計画実施報告書	公益目的支出計画実施報告書	5年間	○	○		総務部政策法務課公益法人班	総務部政策法務課 公益法人班 043-223-2160
27	千葉県行政文書管理規則第9条第4項	行政文書分類	職員が組織的に用いるものとして、職務上作成・取得した行政文書を系統的に分類した表	限定なし	○	○		審査情報課総合窓口(写しの交付 10円/枚)	総務部審査情報課 相談調整班 043-223-4629
28	千葉県行政文書管理規則第11条第2項	行政文書目録	事務を所掌している課が保有する行政文書の件名、事務処理の年月日、保存期間等に係る一覧	限定なし	○	○		審査情報課総合窓口(写しの交付 10円/枚)、県ホームページ	総務部審査情報課 相談調整班 043-223-4629
29	県政情報の公表に関する要綱第7条	要綱に基づき県民に公表した情報一覧	公表資料の名称、閲覧開始日、その他の公表方法、担当課	1年間	○			文書館行政資料室、県ホームページ	総務部審査情報課 情報公開班 043-223-4630
30	千葉県行政手続条例第38条	規則、処分の要件を定める告示、審査基準、処分基準、行政指導指針の案	規則、処分の要件を定める告示、審査基準、処分基準、行政指導指針を定めようとする場合の、当該規則、処分の要件を定める告示、審査基準、処分基準、行政指導指針の案及びこれに関連する資料	結果公示を行う年度の翌年度末日まで		○		県ホームページ、県政情報コーナー、各地域振興事務所、文書館等	意見公募手続の各実施機関
31	千葉県行政手続条例第42条	規則、処分の要件を定める告示、審査基準、処分基準、行政指導指針の意見公募手続に係る結果	規則、処分の要件を定める告示、審査基準、処分基準、行政指導指針を定めようとする場合に実施した意見公募手続の結果等	結果公示を行う年度の翌年度末日まで		○		県ホームページ等	意見公募手続の各実施機関

法令等に基づく閲覧等の制度

No.	法令等の名称	請求できる資料	主な内容	請求期間	開示の方法			閲覧等を行う場所	問合せ先 (担当課・室・電話)
					閲覧	縦覧	写し		
32	特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第3条第4項	航空機騒音対策基本方針の案	航空機騒音障害防止地区及び防止特別地区の位置及び区域、航空機の騒音により生ずる障害の防止に配慮した土地利用に関する基本的事項	公報の日から2週間		○		総合企画部空港地域共生課 関係市町村	総合企画部空港地域共生課 043-223-2282
33	子ども・子育て支援法第58条第2項	教育・保育情報	内閣府令で定める以下に関する事項 一 施設又は事業所を運営する法人に関する事項 二 教育・保育を提供し、又は提供しようとする施設等に関する事項 三 施設等において教育・保育に従事する従業者に関する事項 四 教育・保育等の内容に関する事項 五 当該報告に係る教育・保育を利用するに当たっての利用料等に関する事項	限定なし		○		県ホームページ等	健康福祉部子育て支援課・保育班 043-223-2324
34	ちばづくり県民コメント制度(パブリックコメント)に関する指針	県の基本的な計画等の意見公募手続に係る資料	県の基本的な計画等を策定しようとする場合の意見公募手続に係る結果等	資料設置:2年間 県ホームページ掲載:1年間		○		県ホームページ、県政情報コーナー、各地域振興事務所、文書館等	意見公募手続の各実施機関
35	医療法	定款・寄附行為	医療法人の定款・寄附行為	限定なし		○	○	健康福祉部医療整備課	健康福祉部医療整備課 医療指導班 043-223-3878
36	医療法	事業報告書等 監事の監査報告書	医療法人の決算	3年間		○	○	健康福祉部医療整備課	健康福祉部医療整備課 医療指導班 043-223-3878
37	医療法	医療機能情報	医療機関の機能に関する情報	限定なし		○		県ホームページ及び医療整備課	健康福祉部医療整備課 医療指導班 043-223-3884
38	温泉法第23条	温泉登録分析機関登録簿	温泉法第19条の規定による登録分析機関登録簿	限定なし		○		健康福祉部薬務課	健康福祉部薬務課 審査指導班 043-223-2618
39	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第8条の2	薬局機能情報	薬局の機能に関する情報	限定なし		○		県ホームページ及び薬務課	健康福祉部薬務課 審査指導班 043-223-2618
40	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律	県献血推進計画	確保すべき血液の目標量及び目標量を確保するための措置	限定なし		○		県ホームページ及び薬務課	健康福祉部薬務課 企画指導班 043-223-2614
41	動物の愛護及び管理に関する法律第15条	第一種動物取扱業者登録簿	動物の愛護及び管理に関する法律第11条第1項の規定による第一種動物取扱業者の登録簿	限定なし		○	○	県ホームページ及び各健康福祉センター (写しの交付 10円/枚)	健康福祉部衛生指導課 公衆衛生獣医班 043-223-2642
42	千葉県環境影響評価条例第4条第3項	関連事業概要書	①関連事業実施者の氏名及び住所 ②関連事業の名称、目的及び内容 ③関連事業実施区域及びその周囲の概況	方法書縦覧の初日の前日まで(閲覧は限定なし)		○	○	環境生活部環境政策課	環境生活部環境政策課 環境影響評価・指導班 043-223-4135
43	千葉県環境影響評価条例第5条第2項	事業計画概要書	①事業者の氏名及び住所 ②対象事業の名称、目的及び内容 ③対象事業実施区域及びその周囲の概況	方法書縦覧の初日の前日まで(閲覧は限定なし)		○	○	環境生活部環境政策課	環境生活部環境政策課 環境影響評価・指導班 043-223-4135
44	千葉県環境影響評価条例第41条第1項	事業計画概要書(都市計画)	①都市計画決定権者の名称並びに事業者の氏名及び住所 ②対象事業の名称、目的及び内容 ③対象事業実施区域及びその周囲の概況	方法書縦覧の初日の前日まで(閲覧は限定なし)		○	○	環境生活部環境政策課	環境生活部環境政策課 環境影響評価・指導班 043-223-4135
45	千葉県環境影響評価条例第8条第1項	方法書	①事業者の氏名及び住所 ②対象事業の名称、目的及び内容 ③対象事業実施区域及びその周囲の概況 ④対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	公告の日から30日間(閲覧は限定なし)		○	○	環境生活部環境政策課	環境生活部環境政策課 環境影響評価・指導班 043-223-4135

法令等に基づく閲覧等の制度

No.	法令等の名称	請求できる資料	主な内容	請求期間	開示の方法			閲覧等を行う場所	問合せ先 (担当課・室・電話)
					閲覧	縦覧	写し		
46	千葉県環境影響評価条例 第41条第1項	方法書(都市計画)	①都市計画決定権者の名称並びに 事業者の氏名及び住所 ②対象事業の名称、目的及び内容 ③対象事業実施区域及びその周囲の概況 ④対象事業に係る環境影響評価の項目 並びに調査、予測及び評価の手法	公告の日から 30日間 (閲覧は限定なし)	○	○		環境生活部環境政策課 環境影響評価・指導班 043-223-4135	
47	千葉県環境影響評価条例 第17条第1項	準備書	①事業者の氏名及び住所 ②対象事業の名称、目的及び内容 ③対象事業実施区域及びその周囲の概況 ④方法書に対する住民意見の概要 ⑤方法書に対する知事意見 ⑥方法書に対する住民意見・知事意見についての 事業者の見解 ⑦対象事業に係る環境影響評価の項目 並びに調査、予測及び評価の手法 ⑧環境影響評価の結果(調査・予測・評価の結果、 環境保全措置、監視計画、委託者の氏名及び住 所)	公告の日から 30日間 (閲覧は限定なし)	○	○		環境生活部環境政策課 環境影響評価・指導班 043-223-4135	
48	千葉県環境影響評価条例 第41条第1項	準備書(都市計画)	①都市計画決定権者の名称並びに 事業者の氏名及び住所 ②対象事業の名称、目的及び内容 ③対象事業実施区域及びその周囲の概況 ④方法書に対する住民意見の概要 ⑤方法書に対する知事意見 ⑥方法書に対する住民意見・知事意見についての 都市計画決定権者の見解 ⑦対象事業に係る環境影響評価の項目 並びに調査、予測及び評価の手法 ⑧環境影響評価の結果(調査・予測・評価の結果、 環境保全措置、監視計画、委託者の氏名及び住 所)	公告の日から 30日間 (閲覧は限定なし)	○	○		環境生活部環境政策課 環境影響評価・指導班 043-223-4135	
49	千葉県環境影響評価条例 第20条第2項	見解書	準備書に対する住民意見書についての事業者見解	公告の日から 15日間 (閲覧は限定なし)	○	○		環境生活部環境政策課 環境影響評価・指導班 043-223-4135	
50	千葉県環境影響評価条例 第41条第1項	見解書(都市計画)	準備書に対する住民意見書についての都市計画 決定権者の見解	公告の日から 15日間 (閲覧は限定なし)	○	○		環境生活部環境政策課 環境影響評価・指導班 043-223-4135	

法令等に基づく閲覧等の制度

No.	法令等の名称	請求できる資料	主な内容	請求期間	開示の方法			閲覧等を行う場所	問合せ先 (担当課・室・電話)
					閲覧	縦覧	写し		
51	千葉県環境影響評価条例 第28条第1項	評価書	①事業者の氏名及び住所 ②対象事業の名称、目的及び内容 ③対象事業実施区域及びその周囲の概況 ④方法書に対する住民意見の概要 ⑤方法書に対する知事意見 ⑥方法書に対する住民意見・知事意見についての事業者の見解 ⑦対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 ⑧環境影響評価の結果(調査・予測・評価の結果、環境保全措置、監視計画、委託者の氏名及び住所) ⑨準備書に対する住民意見の概要 ⑩準備書に対する知事意見 ⑪準備書に対する住民意見・知事意見についての事業者の見解 ⑫準備書からの修正内容	公告の日から 15日間 (閲覧は限定なし)	○	○		環境生活部環境政策課 環境影響評価・指導班 043-223-4135	
52	千葉県環境影響評価条例 第41条第1項	評価書(都市計画)	①都市計画決定権者の名称並びに事業者の氏名及び住所 ②対象事業の名称、目的及び内容 ③対象事業実施区域及びその周囲の概況 ④方法書に対する住民意見の概要 ⑤方法書に対する知事意見 ⑥方法書に対する住民意見・知事意見についての都市計画決定権者の見解 ⑦対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測および評価の手法 ⑧環境影響評価の結果(調査・予測・評価の結果、環境保全措置、監視計画、委託者の氏名及び住所) ⑨準備書に対する住民意見の概要 ⑩準備書に対する知事意見 ⑪準備書に対する住民意見・知事意見についての都市計画決定権者の見解 ⑫準備書からの修正内容	公告の日から 15日間 (閲覧は限定なし)	○	○		環境生活部環境政策課 環境影響評価・指導班 043-223-4135	
53	千葉県環境影響評価条例 第46条第1項	第二種事業に係る判定	①第二種事業実施者の氏名及び住所 ②第二種事業の種類及び規模 ③第二種事業実施区域	方法書縦覧の 初日の前日まで (閲覧は限定なし)	○	○		環境生活部環境政策課 環境影響評価・指導班 043-223-4135	
54	千葉県環境影響評価条例 第48条	法対象見解書	準備書に対する住民意見書についての事業者見解	公告の日から 15日間 (閲覧は限定なし)	○	○		環境生活部環境政策課 環境影響評価・指導班 043-223-4135	
55	千葉県環境影響評価条例 第53条第1項	第二種事業(法対象都市計画)の判定	①都市計画決定権者の名称 ②第二種事業の種類及び規模 ③第二種事業実施区域	方法書縦覧の 初日の前日まで (閲覧は限定なし)	○	○		環境生活部環境政策課 環境影響評価・指導班 043-223-4135	
56	千葉県環境影響評価条例 第55条	法対象都市計画見解書	準備書に対する住民意見書についての都市計画決定権者の見解	公告の日から 15日間 (閲覧は限定なし)	○	○		環境生活部環境政策課 環境影響評価・指導班 043-223-4135	

法令等に基づく閲覧等の制度

No.	法令等の名称	請求できる資料	主な内容	請求期間	開示の方法			閲覧等を行う場所	問合せ先 (担当課・室・電話)
					閲覧	縦覧	写し		
57	千葉県環境影響評価条例 第45条第1項	港湾計画概要書	①港湾管理者の名称 ②対象港湾計画の名称、目的及び内容 ③対象港湾計画に定められる港湾開発等の 実施区域及びその周囲の概況	方法書縦覧の 初日の前日まで (閲覧は限定なし)	○	○		環境生活部環境政策課 環境影響評価・指導班 043-223-4135	
58	千葉県環境影響評価条例 第45条第1項	準備書(港湾計画)	①港湾管理者の名称 ②対象港湾計画の名称、目的及び内容 ③対象港湾計画に定められる港湾開発等の 実施区域及びその周囲の概況 ④対象事業に係る港湾環境影響評価の項目 並びに調査、予測及び評価の手法 ⑤港湾環境影響評価の結果 (調査・予測・評価の結果、環境保全措置、 監視計画、委託者の氏名及び住所)	公告の日から 30日間 (閲覧は限定なし)	○	○		環境生活部環境政策課 環境影響評価・指導班 043-223-4135	
59	千葉県環境影響評価条例 第45条第1項	見解書(港湾計画)	準備書に対する住民意見書についての港湾管理者 見解	公告の日から 15日間 (閲覧は限定なし)	○	○		環境生活部環境政策課 環境影響評価・指導班 043-223-4135	
60	千葉県環境影響評価条例 第45条第1項	評価書(港湾計画)	①港湾管理者の名称 ②対象港湾計画の名称、目的及び内容 ③対象港湾計画に定められる港湾開発等の 実施区域及びその周囲の概況 ④対象事業に係る港湾環境影響評価の項目 並びに調査、予測及び評価の手法 ⑤港湾環境影響評価の結果 (調査・予測・評価の結果、環境保全措置、 監視計画、委託者の氏名及び住所) ⑥準備書に対する住民意見の概要 ⑦準備書に対する知事意見 ⑧準備書に対する住民意見・知事意見に ついての港湾管理者の見解 ⑨準備書からの修正内容	公告の日から 15日間 (閲覧は限定なし)	○	○		環境生活部環境政策課 環境影響評価・指導班 043-223-4135	
61	千葉県環境影響評価条例 第57条	法対象港湾見解書	準備書に対する住民意見書についての港湾管理者 の見解	公告の日から 15日間 (閲覧は限定なし)	○	○		環境生活部環境政策課 環境影響評価・指導班 043-223-4135	
62	環境影響評価法第3条の4第1 項	配慮書	①第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所 ②第一種事業の目的及び内容 ③事業実施想定区域及びその周囲の概況 ④計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果 を取りまとめたもの	内容を周知する ための相当な期 間	○	○		環境生活部環境政策課 環境影響評価・指導班 043-223-4135	
63	環境影響評価法第7条	方法書	①事業者の氏名及び住所 ②対象事業の目的及び内容 ③対象事業実施区域及びその周囲の概況 ④対象事業に係る環境影響評価の項目 並びに調査、予測及び評価の手法	公告の日から 1ヶ月 (閲覧は限定なし)	○	○		環境生活部環境政策課 環境影響評価・指導班 043-223-4135	

法令等に基づく閲覧等の制度

No.	法令等の名称	請求できる資料	主な内容	請求期間	開示の方法			閲覧等を行う場所	問合せ先 (担当課・室・電話)
					閲覧	縦覧	写し		
64	環境影響評価法第16条	準備書	①事業者の氏名及び住所 ②対象事業者の目的及び内容 ③対象事業実施区域及びその周囲の概況 ④方法書に対する住民意見の概要 ⑤方法書に対する知事意見 ⑥方法書に対する住民意見・知事意見についての事業者の見解 ⑦対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 ⑧主務大臣の技術的助言 ⑨環境影響評価の結果(調査・予測・評価の結果、環境保全措置、事後調査、委託者の氏名及び住所)	公告の日から1ヶ月 (閲覧は限定なし)	○	○		環境生活部環境政策課 環境影響評価・指導班 043-223-4135	
65	環境影響評価法第27条	評価書	①事業者の氏名及び住所 ②対象事業の目的及び内容 ③対象事業実施区域及びその周囲の概況 ④方法書に対する住民意見の概要 ⑤方法書に対する知事意見 ⑥方法書に対する住民意見・知事意見についての事業者の見解 ⑦対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 ⑧主務大臣の技術的助言 ⑨環境影響評価の結果(調査・予測・評価の結果、環境保全措置、事後調査、委託者の氏名及び住所) ⑩準備書に対する住民意見の概要 ⑪準備書に対する知事意見 ⑫準備書に対する住民意見・知事意見についての事業者の見解	公告の日から1ヶ月 (閲覧は限定なし)	○	○		環境生活部環境政策課 環境影響評価・指導班 043-223-4135	
66	環境影響評価法第40条	方法書(都市計画)	①都市計画決定権者の名称 ②対象事業の目的及び内容 ③対象事業実施区域及びその周囲の概況 ④対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	公告の日から1ヶ月 (閲覧は限定なし)	○	○		環境生活部環境政策課 環境影響評価・指導班 043-223-4135	
67	環境影響評価法第40条	準備書(都市計画)	①都市計画決定権者の名称 ②対象事業の目的及び内容 ③対象事業実施区域及びその周囲の概況 ④方法書に対する住民意見の概要 ⑤方法書に対する知事意見 ⑥方法書に対する住民意見・知事意見についての都市計画決定権者の見解 ⑦対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 ⑧主務大臣の技術的助言 ⑨環境影響評価の結果(調査・予測・評価の結果、環境保全措置、事後調査、委託者の氏名及び住所)	公告の日から1ヶ月 (閲覧は限定なし)	○	○		環境生活部環境政策課 環境影響評価・指導班 043-223-4135	

法令等に基づく閲覧等の制度

No.	法令等の名称	請求できる資料	主な内容	請求期間	開示の方法			閲覧等を行う場所	問合せ先 (担当課・室・電話)
					閲覧	縦覧	写し		
68	環境影響評価法第40条	評価書(都市計画)	①都市計画決定権者の名称 ②対象事業の目的及び内容 ③対象事業実施区域及びその周囲の概況 ④方法書に対する住民意見の概要 ⑤方法書に対する知事意見 ⑥方法書に対する住民意見・知事意見についての都市計画決定権者の見解 ⑦対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 ⑧主務大臣の技術的助言 ⑨環境影響評価の結果(調査・予測・評価の結果・環境保全措置、事後調査、委託者の氏名及び住所) ⑩準備書に対する住民意見の概要 ⑪準備書に対する知事意見 ⑫準備書に対する住民意見・知事意見についての都市計画決定権者の見解	公告の日から1ヶ月 (閲覧は限定なし)	○	○		環境生活部環境政策課	環境生活部環境政策課 環境影響評価・指導班 043-223-4135
69	千葉県環境影響評価条例第40条の2第1項	事後調査報告書	①事業者の氏名及び住所 ②対象事業の名称、目的及び内容 ③環境保全措置の実施の状況 ④事後調査の項目、手法及び結果並びに調査の結果と予測の結果の比較検討	公告の日から15日間(閲覧は限定なし)	○	○		環境生活部環境政策課	環境生活部環境政策課 環境影響評価・指導班 043-223-4135
70	環境影響評価法第48条	準備書(港湾計画)	①港湾管理者の氏名及び住所 ②対象港湾計画の目的及び内容 ③対象港湾計画に定められる港湾開発等の実施区域及びその周囲の概況 ④対象港湾計画に係る港湾環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 ⑤主務大臣の技術的助言 ⑥港湾環境影響評価の結果(調査・予測・評価の結果、環境保全措置、事後調査、委託者の氏名及び住所)	公告の日から1ヶ月 (閲覧は限定なし)	○	○		環境生活部環境政策課	環境生活部環境政策課 環境影響評価・指導班 043-223-4135
71	環境影響評価法第48条	評価書(港湾計画)	①港湾管理者の氏名及び住所 ②対象港湾計画の目的及び内容 ③対象港湾計画に定められる港湾開発等の実施区域及びその周囲の概況 ④対象港湾計画に係る港湾環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 ⑤主務大臣の技術的助言 ⑥港湾環境影響評価の結果(調査・予測・評価の結果、環境保全措置、事後調査、委託者の氏名及び住所) ⑦準備書に対する住民意見の概要 ⑧準備書に対する知事意見 ⑨準備書に対する住民意見・知事意見についての港湾管理者の見解	公告の日から1ヶ月 (閲覧は限定なし)	○	○		環境生活部環境政策課	環境生活部環境政策課 環境影響評価・指導班 043-223-4135

法令等に基づく閲覧等の制度

No.	法令等の名称	請求できる資料	主な内容	請求期間	開示の方法			閲覧等を行う場所	問合せ先 (担当課・室・電話)
					閲覧	縦覧	写し		
72	千葉県環境影響評価条例第52条の2第1項	法対象事後調査報告書等	①事業者の氏名及び住所 ②対象事業の名称、目的及び内容 ③環境保全措置の実施の状況 ④事後調査の項目、手法及び結果並びに調査の結果と予測の結果の比較検討	公告の日から15日間(閲覧は限定なし)	○	○		環境生活部環境政策課 環境影響評価・指導班 043-223-4135	
73	千葉県環境影響評価条例第62条の2第1項	法対象港湾事後調査報告書	①事業者の氏名及び住所 ②対象事業の名称、目的及び内容 ③環境保全措置の実施の状況 ④事後調査の項目、手法及び結果並びに調査の結果と予測の結果の比較検討	公告の日から15日間(閲覧は限定なし)	○	○		環境生活部環境政策課 環境影響評価・指導班 043-223-4135	
74	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第32条	第1種フロン類充填回収業者登録簿	事業者の氏名(名称)、代表者の氏名、登録年月日、登録番号、事業所の名称・所在地	限定なし	○			環境生活部ヤード・残土対策課 環境生活部ヤード対策班 043-223-4658	
75	使用済自動車の再資源化等に関する法律第59条で準用する第47条	フロン類回収業者登録簿	事業者の氏名(名称)、代表者の氏名、登録年月日、登録番号、事業所の名称・所在地	限定なし	○			環境生活部ヤード・残土対策課 自動車ヤード対策班 043-223-4658	
76	使用済自動車の再資源化等に関する法律第47条	引取業者登録簿	事業者の氏名(名称)、代表者の氏名、登録年月日、登録番号、事業所の名称・所在地	限定なし	○			環境生活部ヤード・残土対策課 自動車ヤード対策班 043-223-4658	
77	千葉県告示(騒音規制法第3条、第4条)	規制地域等指定図	規制地域及び規制基準を示す地図	限定なし	○			環境生活部大気保全課 特殊公害班 043-223-3805	
78	千葉県告示(悪臭防止法第3条、第4条)	規制地域等指定図	規制地域及び規制基準を示す地図	限定なし		○		環境生活部大気保全課 特殊公害班 043-223-3805	
79	千葉県告示(振動規制法第3条、第4条)	規制地域等指定図	規制地域及び規制基準を示す地図	限定なし	○			環境生活部大気保全課 特殊公害班 043-223-3805	
80	千葉県告示(環境基本法第16条に基づく環境省告示)	別図第一、第二	航空機騒音に係る環境基準の地域の類型ごとに指定する地域を示す地図	限定なし		○		環境生活部大気保全課 特殊公害班 043-223-3805	
81	土壌汚染対策法第15条第3項	要措置区域台帳、形質変更時要届出区域台帳、指定解除要措置区域台帳、指定解除形質変更時要届出区域台帳	指定された年月日、指定区域の所在地、指定区域の概要など	限定なし	○	○	環境生活部水質保全課 (写しの交付 10円/枚)	環境生活部水質保全課 地質汚染対策班 043-223-3812	
82	千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第5条第3項	登録簿	登録業者ごとの本社・営業所の所在地等	限定なし	○	○	原本を保管している機関 (環境生活部水質保全課又は所管の地域振興事務所) (謄本の交付 400円/通)	環境生活部水質保全課 浄化槽班 043-223-3813	
83	千葉県自然環境保全条例第6条第3項、第8項、第7条第4項	自然環境保全地域の指定書案及び保全計画書案	地域に含まれる土地の区域、指定理由、保全のための規制に関する事項等	公告の日から2週間		○	環境生活部自然保護課及び該当する地域振興事務所、市町村	環境生活部自然保護課 自然環境企画班 043-223-2971	
84	千葉県自然環境保全条例第15条第3項、第16条第2項	郷土環境保全地域の指定書案及び保全計画書案	地域に含まれる土地の区域、指定理由、保全のための規制に関する事項等	公告の日から2週間		○	環境生活部自然保護課及び該当する地域振興事務所、市町村	環境生活部自然保護課 自然環境企画班 043-223-2971	

法令等に基づく閲覧等の制度

No.	法令等の名称	請求できる資料	主な内容	請求期間	開示の方法			閲覧等を行う場所	問合せ先 (担当課・室・電話)
					閲覧	縦覧	写し		
85	千葉県自然環境保全条例第20条第2項、第21条第2項	緑地環境保全地域の指定書案及び保全計画書案	地域に含まれる土地の区域、指定理由、保全のための規制に関する事項等	公告の日から2週間		○		環境生活部自然保護課及び該当する地域振興事務所、市町村	環境生活部自然保護課 自然環境企画班 043-223-2971
86	千葉県立自然公園条例第6条第3項、第7条第2項	公園計画	県立自然公園の保護計画・利用計画	限定なし		○		環境生活部自然保護課及び該当する土木事務所	環境生活部自然保護課 施設管理班 043-223-2059
87	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第4項	鳥獣保護区の保護に関する指針の案	鳥獣保護区の名称、区域、存続期間、保護に関する指針案	公告の日から14日間		○		環境生活部自然保護課及び該当する地域振興事務所	環境生活部自然保護課 狩猟・保護班 043-223-2972
88	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第4項	鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針の案	鳥獣保護区特別保護地区の名称、区域、存続期間、保護に関する指針案	公告の日から14日間		○		環境生活部自然保護課及び該当する地域振興事務所	環境生活部自然保護課 狩猟・保護班 043-223-2972
89	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第11項、第12条の2第12項	多量排出事業者の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処理計画及び実施状況報告書	産業廃棄物処理及び特別管理産業廃棄物に関する計画(期間、排出目標値、管理体制、排出抑制・再資源化対策等)及び処理実績	縦覧開始から1年間		○		県ホームページで公開	環境生活部循環型社会推進課 資源循環企画室 043-223-2758
90	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第4項	許可申請書及び生活環境影響調査の調査結果を記載した書類	政令で定める施設(焼却施設、最終処分場)を設置等しようとする事業者の氏名(名称)等及び施設の設置計画・維持管理計画、生活環境影響調査結果	告示の日から1ヶ月間		○		環境生活部廃棄物指導課、関係地域振興事務所、関係市町村	環境生活部廃棄物指導課 産業廃棄物指導室 043-223-2655
91	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第4項	許可申請書及び生活環境影響の調査結果を記載した書類	政令で定める施設(焼却施設、最終処分場等)を設置等しようとする事業者の氏名(名称)等及び施設の設置計画・維持管理計画、生活環境影響調査結果	告示の日から1ヶ月間		○		環境生活部廃棄物指導課、関係地域振興事務所、関係市町村	環境生活部廃棄物指導課 産業廃棄物指導室 043-223-2655
92	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第9条	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書	保管事業者又は処分を行う者の氏名又は名称・代表者名、住所・所在地、事業場の名称・所在地、PCB廃棄物の種類・量・保管又は処分の状況等	縦覧開始から1年間		○		環境生活部廃棄物指導課	環境生活部廃棄物指導課 指導企画班 043-223-4344
93	千葉県貸金業者登録簿閲覧規則	貸金業者登録簿	商号・名称又は氏名及び住所、法人役員の氏名、商号又は名称、使用人の氏名、未成年者の法定代理人氏名・商号又は名称、営業所等の名称及び所在地、貸金業務取扱主任者の氏名及び登録番号、営業所等の連絡先、業務の種類及び方法、他に行っている事業の種類	限定なし		○		環境生活部くらし安全推進課	環境生活部くらし安全推進課 消費者安全推進室 043-223-2271
94	特定非営利活動促進法第10条第2項、同法施行条例施行規則第3条第2項	特定非営利活動法人設立認証申請に関する書類	定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書 ただし、個人の住所又は居所にかかる部分を除く。	申請書受理から2週間		○		県ホームページ、環境生活部県民生活課(県民活動情報オフィス)	環境生活部県民生活課 NPO法人班 043-223-4137
95	特定非営利活動促進法第25条第5項、同法施行条例施行規則第3条第2項	特定非営利活動法人定款変更認証申請に関する書類	変更後の定款、当該変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書、当該変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書 ただし、個人の住所又は居所にかかる部分を除く。	申請書受理から2週間		○		県ホームページ、環境生活部県民生活課(県民活動情報オフィス)	環境生活部県民生活課 NPO法人班 043-223-4137
96	特定非営利活動促進法第34条第5項、同法施行条例施行規則第3条第2項	特定非営利活動法人の合併の認証申請に関する書類	定款、役員名簿、合併趣旨書、合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書、合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書 ただし、個人の住所又は居所にかかる部分を除く。	申請書受理から2週間		○		県ホームページ、環境生活部県民生活課(県民活動情報オフィス)	環境生活部県民生活課 NPO法人班 043-223-4137

法令等に基づく閲覧等の制度

No.	法令等の名称	請求できる資料	主な内容	請求期間	開示の方法			閲覧等を行う場所	問合せ先 (担当課・室・電話)
					開 示	縦 覧	写 し		
97	特定非営利活動促進法第30条 同法施行条例第9条 同法施行条例施行規則第9条	特定非営利活動法人の事業報告書等、役員名簿等、定款等	前事業年度の事業報告書・財産目録・貸借対照表・活動計算書・役員名簿・社員のうち十人以上の者の名簿、記載事項に変更があった定款、定款の変更にかかる認証及び登記に関する書類の写しただし、個人の住所又は居所にかかる部分を除く。	過去3年間に提出を受けたもの ただし、平成29年4月1日以後に開始する事業年度に関する提出書類から5年間	○		○	環境生活部県民生活課 (県民活動情報オフィス) (写しの交付 10円/枚)	環境生活部県民生活課 NPO法人班 043-223-4137
98	特定非営利活動促進法第56条 同法施行条例第9条 同法施行条例施行規則第9条	認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等	認定の基準に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類、寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類、前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程、前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項等を記載した書類、助成の実績を記載した書類、海外への送金又は金銭の持ち出しにかかる金額及び使途並びにその予定日 ただし、個人の住所又は居所にかかる部分を除く。	過去3年間に提出を受けたもの ただし、平成29年4月1日以後に開始する事業年度に関する提出書類から5年間 (特例認定は3年間)	○		○	環境生活部県民生活課 (県民活動情報オフィス) (写しの交付 10円/枚)	環境生活部県民生活課 NPO法人班 043-223-4137
99	大規模小売店舗立地法 第5条第3項及び第6条第3項	大規模小売店舗の新設・変更に関する届出書	大規模小売店舗の名称、所在地、設置する者、小売業を行なう者、新設する日、店舗面積の合計、施設の配置、施設の運営方法	公告の日から4ヶ月間			○	商工労働部経営支援課、 関係市町村	商工労働部経営支援課 商業振興班 043-223-2932
100	大規模小売店舗立地法第8条 第3項	市町村意見・住民等意見	新設・変更に関する届出書に関し、大規模小売店舗を設置する者が周辺地域の生活環境保持のため配慮すべき事項についての意見	公告の日から1ヶ月間			○	商工労働部経営支援課、 関係市町村	商工労働部経営支援課 商業振興班 043-223-2932
101	大規模小売店舗立地法第8条 第6項	届出に係る県の意見	新設・変更に関する届出書に関し、周辺地域の生活環境保持の見地からの県の意見(意見がある場合)	公告の日から1ヶ月間			○	商工労働部経営支援課、 関係市町村	商工労働部経営支援課 商業振興班 043-223-2932
102	大規模小売店舗立地法第8条 第8項	届出事項変更届出書	県の意見を踏まえて届出事項を変更する変更届出書	公告の日から4ヶ月間			○	商工労働部経営支援課、 関係市町村	商工労働部経営支援課 商業振興班 043-223-2932
103	大規模小売店舗立地法第9条 第5項	県の勧告を踏まえた変更届出書	県の勧告に基づいて届出事項を変更する変更届出書	公告の日から4ヶ月間			○	商工労働部経営支援課、 関係市町村	商工労働部経営支援課 商業振興班 043-223-2932
104	電気工事業の業務の適正化に関する法律第16条	登録電気工事業者登録簿	事業者の氏名(名称)、住所、代表者の氏名、役員の氏名、登録年月日、登録番号、営業所の名称・所在地、主任電気工事士の氏名	限定なし			○	防災危機管理部産業保安課 (謄本の閲覧 440円/回) (謄本の交付 600円/通)	防災危機管理部産業保安課 管理調整班 043-223-2722
105	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条の2第3項 同法施行規則第5条第2項	液化石油ガス販売事業者登録簿	事業者の氏名(名称)、住所、代表者の氏名、登録年月日、登録番号、販売所の名称・所在地	限定なし			○	防災危機管理部産業保安課 (謄本の閲覧 460円/回) (謄本の交付 630円/通)	防災危機管理部産業保安課 保安対策室 043-223-2729
106	計量法第115条 同法施行規則第48条	計量証明事業登録簿	事業者の氏名(名称)、住所、代表者の氏名、事業の区分、所在地、計量管理者の氏名、設備の名称・性能・数	限定なし			○	計量検定所 (謄本の閲覧 370円/回) (謄本の交付 760円/通)	計量検定所 総務企画課 043-251-7209
107	旅行業法第21条及び同法第39条	千葉県知事登録旅行業者登録簿 旅行業者代理業者登録簿 旅行サービス手配業者登録簿	旅行業者の氏名(名称)、所在地、商号、登録年月日、登録番号	限定なし			○	商工労働部観光企画課	商工労働部観光企画課 観光事業・団体支援班 043-223-2414

法令等に基づく閲覧等の制度

No.	法令等の名称	請求できる資料	主な内容	請求期間	開示の方法			閲覧等を行う場所	問合せ先 (担当課・室・電話)
					閲覧	縦覧	写し		
108	通訳案内士法第27条	全国通訳案内士登録簿	登録番号、登録年月日、氏名、生年月日、住所、外国語の種類	限定なし	○		○	商工労働部観光誘致促進課 国内プロモーション班 043-223-2412	
109	農林水産省告示(農業保険法施行規則第91条)	農林水産省告示(麦に適用する単位当たり共済金額の範囲)	農作物共済(麦)の単位当たり共済金額の範囲	限定なし			○	農林水産部団体指導課 農林水産部団体指導課 経営支援室 043-223-3074	
110	農林水産省告示(農業保険法第137条第3項ほか)	農林水産省告示(農作物共済の共済掛金標準率等)	農作物共済の共済掛金標準率及び責任保険歩合等	限定なし			○	農林水産部団体指導課 農林水産部団体指導課 経営支援室 043-223-3074	
111	農林水産省告示(農業保険法施行規則第144条)	農林水産省告示(大豆等に適用する単位当たり共済金額の範囲)	畑作物共済(大豆等)の単位当たり共済金額の範囲	限定なし			○	農林水産部団体指導課 農林水産部団体指導課 経営支援室 043-223-3074	
112	農林水産省告示(農業保険法第154条第3項)	農林水産省告示(畑作物共済の共済掛金標準率)	畑作物共済の共済掛金標準率	限定なし			○	農林水産部団体指導課 農林水産部団体指導課 経営支援室 043-223-3074	
113	農林水産省告示(農業保険法施行規則第117条)	農林水産省告示(家畜の診療点数等)	家畜共済診療点数表及び付表の薬価基準表	限定なし			○	農林水産部団体指導課 農林水産部団体指導課 経営支援室 043-223-3074	
114	農林水産省告示(農業保険法第144条第4項)	農林水産省告示(家畜共済の共済掛金標準率)	家畜共済の共済掛金標準率	限定なし			○	農林水産部団体指導課 農林水産部団体指導課 経営支援室 043-223-3074	
115	農林水産省告示(農業保険法148条第2項)	農林水産省告示(果実の単位当たり価額)	果樹共済事業における果実の単位当たり価額	限定なし			○	農林水産部団体指導課 農林水産部団体指導課 経営支援室 043-223-3074	
116	農林水産省告示(農業保険法149条第3項ほか)	農林水産省告示(果樹共済の共済掛金標準率等)	果樹共済事業における果実の共済掛金標準率及び責任保険歩合等	限定なし			○	農林水産部団体指導課 農林水産部団体指導課 経営支援室 043-223-3074	
117	農林水産省告示(農業保険法第148条第5項)	農林水産省告示(果樹共済の共済目的の種類等)	果樹共済における特定の収穫共済の共済目的の種類、細区分	限定なし			○	農林水産部団体指導課 農林水産部団体指導課 経営支援室 043-223-3074	
118	農林水産省告示(農業保険法第160条第3項)	農林水産省告示(園芸施設共済の共済掛金標準率)	園芸施設共済の共済掛金標準率	限定なし			○	農林水産部団体指導課 農林水産部団体指導課 経営支援室 043-223-3074	
119	土地改良法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項(同法第96条及び同法第96条の4において第52条の2第4項を準用する場合も含む)	土地改良区営事業等の換地計画書	換地設計総括表、現形図、換地図、各筆換地等明細書	公告日の翌日から20日間以上相当の期間			○	関係市町村 農林水産部耕地課 基盤整備室 043-223-2868	
120	土地改良法第89条の2第4項において準用する同法第87条第5項	県営事業の換地計画書	換地設計総括表、現形図、換地図、各筆換地等明細書	公告日の翌日から20日間以上相当の期間			○	関係市町村 農林水産部耕地課 基盤整備室 043-223-2868	
121	千葉県農林水産部の積算基準(農業農村整備事業)の公開に関する事務取扱要領	積算基準	歩掛り、設計単価	1年間	○		○	文書館、農林水産部耕地課、各地域農業事務所及び山武農業事務所向総用水管理課 * 写しの交付は文書館のみ 農林水産部耕地課 基盤整備室 043-223-2847	
122	土地改良法第87条の2第3項及び同法第88条第1項	土地改良事業計画の概要又は変更後の土地改良事業の計画の概要、予定管理方法又は変更後の予定管理方法及びその他必要な事項若しくは廃止の理由	①計画の概要②予定管理方法③施行に係る地域記載④事業費の負担区分予定⑤分担金等の納入方法及び負担基準予定⑥特別徴収金に関する事項	公告日の翌日から5日間			○	当該事業区域の所在市町村 農林水産部耕地課 管理指導班 043-223-2781	

法令等に基づく閲覧等の制度

No.	法令等の名称	請求できる資料	主な内容	請求期間	開示の方法			閲覧等を行う場所	問合せ先 (担当課・室・電話)
					閲覧	縦覧	写し		
123	土地改良法第87条の2第8項、同法第87条の3第7項において準用する同法第87条の2第8項及び同法第88条第6項において準用する同法第87条の2第8項	土地改良事業計画の概要又は変更後の土地改良事業の計画の概要若しくは廃止する旨及び廃止しようとする事業の処理の関する事項	①目的②地域の所在・現況③基本計画④換地計画を定める場合は、その要領⑤費用の概算⑥効果⑦区域を分けた場合は、その旨と理由⑧関連事業⑨計画概要図	公告日の翌日から20日間以上相当の期間		○		当該事業区域の所在市町村	農林水産部耕地課 管理指導班 043-223-2781
124	土地改良法第8条第6項、同法第48条第9項、同法第87条第5項、同法第87条の2第10項において準用する同法第87条第5項、同法第87条の3第7項において準用する同法第87条第5項、同法第87条の4第4項において準用する同法第87条第5項、同法第88条第6項において準用する同法第87条第5項、同法第95条第3項において準用する同法第8条第6項及び同法第95条の2第3項において準用する同法第8条第6項	土地改良事業計画書	①目的②地域の所在・地積・現況③一般計画④主要工事計画⑤附帯工事計画⑥工事の着手及び完了の予定時期⑦土地改良施設の管理の場合は、その種類及び管理方法⑧環境との調和に関する事項⑨換地計画を定める場合は、計画に必要な基本的事項⑩事業費の総額・内訳⑪効果⑫関連事業⑬計画図面	公告日の翌日から20日間以上相当の期間		○		当該事業区域の所在市町村	農林水産部耕地課 管理指導班 043-223-2781
125	森林法第6条第1項	地域森林計画案、同変更計画案、森林計画図案	森林の整備及び保全に関すること、地域森林計画の区域	公告の日から30日間		○		農林水産部森林課	農林水産部森林課 森林政策室 043-223-3684
126	森林法第6条第7項	地域森林計画、同変更計画、森林計画図	森林の整備及び保全に関すること、地域森林計画の区域	限定なし		○		県ホームページ、農林水産部森林課所轄の林業事務所及び支所	農林水産部森林課 森林政策室 043-223-3684
127	森林病虫害等防除法第5条第1項、第2項	知事命令の内容となる事項	命令の対象となる区域、期間、措置の内容等	告示の日から20日間		○		農林水産部森林課又は市町村	農林水産部森林課 森林整備班 043-223-3630
128	漁業登録令第10条	免許漁業原簿(漁業権登録簿)(漁場図)	免許番号、免許年月日、存続期間、漁業の種類、主な漁獲物、漁業時期、条件、漁業権者の氏名又は名称及び住所	限定なし		○	○	農林水産部水産局水産課(閲覧 280円/件)(謄本の交付 520円/枚)	農林水産部水産局水産課 漁業調整班 043-223-3042
129	遊漁船業の適正化に関する法律第8条	遊漁船業者登録簿	登録番号、登録年月日、遊漁船業者の氏名又は名称(代表者氏名)、住所、営業所の名称及び所在地、遊漁船の名称、遊漁船業務主任者の氏名、損害賠償措置	限定なし		○		農林水産部水産局水産課 銚子、館山、勝浦の各水産事務所	農林水産部水産局水産課 漁業調整班 043-223-3042
130	漁船法第21条	漁船登録謄本	登録番号、登録年月日、登録者の名称、住所、船名、漁業種類、主たる根拠地、総トン数、主要寸法、推進機関の種類及び馬力数	限定なし			○	農林水産部水産局水産課 銚子、館山、勝浦の各水産事務所 (謄本の交付 440円/枚)	農林水産部水産局水産課 漁船漁業班 043-223-3046
131	漁港漁場整備法第17条第4項、第11項	特定漁港漁場整備事業計画書案、同変更計画書案	目的、その施行に係る区域及び工事に関する事項、事業費に関する事項、効果に関する事項、その他農林水産省令で定める事項	公告の日から20日間		○		農林水産部水産局漁港課、所轄の漁港事務所、当該事業区域の所在市町村	農林水産部水産局漁港課 漁港整備班 043-223-3018
132	漁港漁場整備法第17条第1項、第10項	特定漁港漁場整備事業計画書、同変更計画書	目的、その施行に係る区域及び工事に関する事項、事業費に関する事項、効果に関する事項、その他農林水産省令で定める事項	限定なし		○		農林水産部水産局漁港課、所轄の漁港事務所	農林水産部水産局漁港課 漁港整備班 043-223-3018
133	漁港漁場整備法第37条の2第3項	特定漁港施設の運営の事業認定申請書	事業の名称、内容、貸し付けを受けようとする特定漁港施設の名称、規模及び構造	限定なし		○		農林水産部水産局漁港課、所轄の漁港事務所	農林水産部水産局漁港課 漁港管理班 043-223-3020

法令等に基づく閲覧等の制度

No.	法令等の名称	請求できる資料	主な内容	請求期間	開示の方法			閲覧等を行う場所	問合せ先 (担当課・室・電話)
					閲覧	縦覧	写し		
134	千葉県都市計画公聴会規則 第2条	都市計画の案の概要	決定又は変更しようとする都市計画の案の概要	2週間		○		県土整備部都市整備局都市計画課 都市計画班 043-223-3376 都市整備局市街地整備課 企画調整班 043-223-3541 ※土地区画整理事業等に係るもの 都市整備局公園緑地課 都市緑化推進班 043-223-3997 ※県決定の都市計画公園等に係るもの 都市整備局下水道課 計画班 043-223-3355 ※下水道に係るもの	
135	都市計画法第17条第1項	都市計画の案	決定又は変更しようとする都市計画の案 (総括図、計画図、計画書)	2週間		○		県土整備部都市整備局都市計画課 都市計画班 043-223-3376 都市整備局市街地整備課 企画調整班 043-223-3541 ※土地区画整理事業等に係るもの 都市整備局公園緑地課 都市緑化推進班 043-223-3997 ※県決定の都市計画公園等に係るもの 都市整備局下水道課 計画班 043-223-3355 ※下水道に係るもの	
136	都市計画法第20条第2項	都市計画の図書	決定又は変更した都市計画の図書 (総括図、計画図、計画書)	限定なし		○		県土整備部都市整備局都市計画課 都市計画班 043-223-3376 都市整備局市街地整備課 企画調整班 043-223-3541 ※土地区画整理事業等に係るもの 都市整備局公園緑地課 都市緑化推進班 043-223-3997 ※都市計画公園等に係るもの 都市整備局下水道課 計画班 043-223-3355 ※下水道に係るもの	

法令等に基づく閲覧等の制度

No.	法令等の名称	請求できる資料	主な内容	請求期間	開示の方法			閲覧等を行う場所	問合せ先 (担当課・室・電話)
					閲覧	縦覧	写し		
137	都市計画法第47条第5項	開発登録簿	許可年月日、予定建築物の用途、公共施設の種類の位置及び区域、開発許可の内容等	限定なし (開発許可後)	○		○	県土整備部都市整備局都市計画課、所管の土木事務所 (写しの交付 470円/枚)	県土整備部都市整備局都市計画課 開発指導班 043-223-3240
138	都市計画法第62条第2項	都市計画事業認可書	事業地を表示する図書、設計の概要を表示する図書	事業施行期間 終了の日まで			○	当該市町村 (流域下水道事業に係るものは 県土整備部下水道課)	県土整備部都市整備局都市計画課 企画調整班 043-223-3161 都市整備局市街地整備課 企画調整班 043-223-3541 ※土地区画整理事業等に係るもの 道路整備課 街路整備班 043-223-3269 ※街路事業、連続立体交差事業に係るもの 都市整備局公園緑地課 県立公園室 043-223-3241 都市緑化推進班 043-223-3997 ※都市計画公園等に係るもの 都市整備局下水道課 計画班 043-223-3355 ※下水道に係るもの
139	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)第26条、千葉県建設工事に係る資材の再資源化等に関する規則第4条～第8条	解体工事業者登録簿	登録番号、登録年月日、有効期間満了年月日、商号、名称又は氏名、代表者の氏名、技術管理者の氏名、営業所の所在地等	限定なし	○			千葉県ホームページ 県土整備部技術管理課	県土整備部技術管理課 建設リサイクル推進班 043-223-3440
140	千葉県県土整備部の積算基準の公開に関する事務取扱要領	積算基準	歩掛り、設計単価	限定なし	○		○	文書館、県土整備部技術管理課、各土木事務所 ※写しの交付は文書館のみ (写しの交付 10円/枚)	県土整備部技術管理課 技術情報班 043-223-3503
141	工事積算内訳公表要領	設計金額1千万円以上の工事積算内訳	設計書鏡、設計概要、内訳細別、図面等	契約を締結した日からその翌月末日まで	○			工事発注機関	工事発注機関 ※閲覧について 県土整備部技術管理課 技術情報班 043-223-3503 ※制度について
142	工事成績評定結果公表要領	請負代金額500万円以上の工事の受注者宛 工事検査結果通知書	工事名、受注者名、請負代金額、検査監名、評定点等	検査を実施した年度とその翌年度の末日まで	○			工事発注機関	工事発注機関 ※閲覧について 県土整備部技術管理課各検査室 (代)土木検査室 043-223-3439 ※制度について
143	委託成績評定結果公表要領	業務委託料100万円を超える委託業務の受注者宛委託業務検査結果実施通知書	委託業務名、受注者名、業務委託料、検査監名、総合評定点等	検査を実施した年度とその翌年度の末日まで	○			委託発注機関	委託発注機関 ※閲覧について 県土整備部技術管理課各検査室 (代)土木検査室 043-223-3439 ※制度について

法令等に基づく閲覧等の制度

No.	法令等の名称	請求できる資料	主な内容	請求期間	開示の方法			閲覧等を行う場所	問合せ先 (担当課・室・電話)
					閲覧	縦覧	写し		
144	建設業法第13条 同法施行令第5条第3項	千葉県知事許可を受けている事業者の申請書、営業年度終了届、変更届	許可業種、専任技術者氏名、工事経歴、直前3年間の工事施工金額、財務諸表等	限定なし	○			県土整備部建設・不動産課 建設業許可書類閲覧室	県土整備部建設・不動産課 建設業班 043-223-3108
145	建設業法第29条の5第4項	建設業者監督処分簿	処分を受けた事業者の名称、代表者、所在地、許可業種、処分内容、処分の原因となった事実	限定なし	○			県土整備部建設・不動産課	県土整備部建設・不動産課 建設業班 043-223-3110
146	入札結果等の公表に関する事務取扱要領	開札調書	建設工事等に係る入札結果等の公表	翌会計年度が終了する日まで	○			各部の主管課及び出先機関 入札情報サービス	県土整備部建設・不動産課 契約・審査班 043-223-3113
147	入札結果等の公表に関する事務取扱要領	指名通知	建設工事等に係る名称及び工事箇所	翌会計年度が終了する日まで	○			各部の主管課及び出先機関	県土整備部建設・不動産課 契約・審査班 043-223-3113
148	千葉県入札・契約事務運用マニュアル	発注見通し	当該年度に発注する予定工事のうち予定価格が250万円を超えるもの	当該年度	○			各部の主管課、出先機関 入札情報サービス	県土整備部建設・不動産課 契約・審査班 043-223-3113
149	建設工事に係る業務委託の発注見通し公表マニュアル	発注見通し	当該年度に発注する建設工事に係る調査、測量、設計等の業務委託のうち、予定価格が100万円を超えるものに係る案件名称・業務概要・発注予定時期等	当該年度	○			千葉県ホームページ 入札サービス	県土整備部建設・不動産課 契約・審査班 043-223-3113
150	千葉県入札・契約事務運用マニュアル	入札参加業者資格者名簿	千葉県に入札参加している建設業者等の情報	名簿の有効期間内	○			各発注機関 千葉県ホームページ 入札情報サービス	県土整備部建設・不動産課 契約・審査班 043-223-3113
151	千葉県入札・契約事務運用マニュアル	指名業者選定理由	予定工事のうち予定価格が250万円を超える工事についての指名理由	翌会計年度が終了する日まで	○			各発注機関	県土整備部建設・不動産課 契約・審査班 043-223-3113
152	宅地建物取引業法第10条	宅地建物取引業者名簿	免許証番号、免許年月日、商号又は名称、事務所の名称及び所在地等	限定なし	○			県土整備部建設・不動産課 宅建業閲覧室	県土整備部建設・不動産課 不動産班 043-223-3238
153	宅地建物取引業法第10条	免許申請書	免許申請書、宅地建物取引業経歴書、誓約書等	限定なし	○			県土整備部建設・不動産課 宅建業閲覧室	県土整備部建設・不動産課 不動産班 043-223-3238
154	宅地建物取引業法第10条	宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書	宅地建物取引業者名簿内容の変更があった場合の届出書	限定なし	○			県土整備部建設・不動産課 宅建業閲覧室	県土整備部建設・不動産課 不動産班 043-223-3238
155	国土交通省通知	経営規模等評価結果通知書、総合評定値通知書	経営規模、経営状況、総合評定値	限定なし	○			県土整備部建設・不動産課	県土整備部建設・不動産課 契約・審査班 043-223-3116
156	千葉県総合評価方式ガイドライン	評価調書	総合評価方式を採用した入札の評価	翌会計年度が終了する日まで	○			工事発注機関	県土整備部技術管理課 技術審査班 043-223-3506
157	建設工事等低入札価格調査実施要領	低入札価格調査制度による調査対象工事の概要	低入札価格調査制度による調査対象工事の概要	翌会計年度が終了する日まで	○			・千葉県ホームページ ・各部の主管課(ただし県土整備部は技術管理課)	県土整備部技術管理課 技術審査班 043-223-3506
158	建設工事等低入札価格調査実施要領	低入札価格調査の実施概要(失格者に係るもの)	低入札価格調査の実施概要(失格者に係るもの)	翌会計年度が終了する日まで	○			・千葉県ホームページ ・各部の主管課(ただし県土整備部は技術管理課)	県土整備部技術管理課 技術審査班 043-223-3506
159	建設工事等に係る委託業務の低入札価格調査試行実施要領	低入札価格調査制度による調査対象委託業務の概要	低入札価格調査制度による調査対象委託業務の概要	翌会計年度が終了する日まで	○			・千葉県ホームページ ・各部の主管課(ただし県土整備部は技術管理課)	県土整備部技術管理課 技術審査班 043-223-3506
160	不動産特定共同事業法第13条	不動産特定共同事業者名簿等	許可番号、許可年月日、商号又は名称、事務所の名称及び所在地、定款、不動産特定共同事業契約約款等	限定なし	○			県土整備部建設・不動産課 宅建業閲覧室	県土整備部建設・不動産課 不動産班 043-223-3238

法令等に基づく閲覧等の制度

No.	法令等の名称	請求できる資料	主な内容	請求期間	開示の方法			閲覧等を行う場所	問合せ先 (担当課・室・電話)
					閲覧	縦覧	写し		
161	不動産特定共同事業法第49条	小規模不動産特定共同事業者登録簿等	登録番号、登録年月日、商号又は名称、事務所の名称及び所在地、定款、不動産特定共同事業契約約款等	限定なし	○			県土整備部建設・不動産業課 宅建業閲覧室	県土整備部建設・不動産業課 不動産業班 043-223-3238
162	測量法第55条の12	測量業者登録簿等	県内に事業所を持つ測量業者の名簿及び各業者の定款、直近の決算書	限定なし	○			県土整備部用地課	県土整備部用地課企画指導室 043-223-3349
163	不動産の鑑定評価に関する法律第31条第1項	①不動産鑑定業者登録簿②不動産鑑定業者事業実績報告書③不動産鑑定業者新規登録更新登録、変更登録申請書	不動産鑑定業者の名称又は称号、代表者の氏名、登録年月日、登録番号、事務所の名称及び所在地、専任不動産鑑定士の氏名、事業実績	限定なし	○			県土整備部用地課	県土整備部用地課 土地取引調査室 043-223-3289
164	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第11条第4項(第19条第2項により準用する場合を含む)	地域福利増進事業について、①裁定申請書、②事業計画書、③補償金額見積書、④行政機関の長の意見書、⑤その他国土交通省令で定める書類	事業者の氏名住所、事業の種類、事業区域、申請理由、特定所有者不明土地の所在・地番・地目・地籍、土地所有者を確知できない事情、土地使用権等の始期と存続期間、施設の種類の位置・規模・構造・利用条件、権利取得計画、資金計画、原状回復措置の内容、土地の面積、物件の種類・数量、確知所有者等の情報及び損失補償金の見積額等	公告の日から6月間(存続期間延長の申請の場合は3月間)		○		県土整備部用地課	県土整備部用地課企画指導室 043-223-3349
165	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第28条第1項(第37条第2項により準用する場合を含む)	土地収用法の特例について、①裁定申請書、②事業計画書、③補償金額見積書、④その他国土交通省令で定める書類	起業者の氏名住所、事業の種類、特定所有者不明土地の所在・地番・地目・地籍、土地所有者を確知できない事情、権利を取得し又は消滅させる時期、引渡し又は移転の期限、土地を使用しようとする場合にはその期間、事業計画、土地の面積、物件の種類・数量、確知所有者等の情報及び損失補償金の見積額等	公告の日から2週間		○		県土整備部用地課	県土整備部用地課企画指導室 043-223-3349
166	道路法第9条、第10条同法施行規則第1条の2第2項	路線の認定・廃止・変更図面等	当該路線の位置等	公示の日から3週間		○		県土整備部道路環境課 各土木事務所	県土整備部道路環境課 道路管理室 043-223-3136
167	道路法第18条第1項、同法施行規則第2条	道路の区域の決定・変更図面	道路の区域の決定、変更を行ったことを公示する	公示の日から3週間		○		県土整備部道路環境課 各土木事務所	県土整備部道路環境課 道路管理室 043-223-3136
168	道路法第18条第2項同法施行規則第3条	供用の開始・廃止図面	供用の開始・廃止を行ったことを公示する	公示の日から3週間		○		県土整備部道路環境課 各土木事務所	県土整備部道路環境課 道路管理室 043-223-3136
169	道路法第28条第3項同法施行規則第4条の2	道路台帳	調書及び図面	1年ごとに更新	○	○		県土整備部道路環境課 各土木事務所	県土整備部道路環境課 企画班 043-223-3139
170	道路法第37条第3項平成28年2月26日付け緊急輸送道路における電柱による占用の禁止の運用ガイドライン(国土交通省作成)	道路の占用を制限する区域の関係図面	道路の占用の制限を行ったことを公示する	公示の日から2週間		○		県土整備部道路環境課 各土木事務所	県土整備部道路環境課 道路管理室 043-223-3136
171	道路法第46条	道路工事等に伴う通行の禁止又は規制区間	道路改良・補修工事等に伴う、通行止め等の規制箇所・期間・規制部分	規制の終了まで	○			千葉県ホームページ	県土整備部道路環境課 道路管理室 043-223-3136
172	道路法第47条の8第2項	道路一体建物に関する協定書の写し	協定の目的たる建物・協定の有効期間等	限定なし	○			各土木事務所	県土整備部道路環境課 道路管理室 043-223-3136
173	道路法第48条の2第4項同法施行規則第4条の13第3項	自動車専用道路の指定・解除図面	道路の種類・路線名・平面図等	公示の日から3週間		○		県土整備部道路環境課 各土木事務所	県土整備部道路環境課 道路管理室 043-223-3136
174	道路法第48条の13第5項同法施行規則第4条の14第2項	自転車専用道路等の指定・解除図面	道路の種類・路線名・平面図等	公示の日から3週間		○		県土整備部道路環境課 各土木事務所	県土整備部道路環境課 道路管理室 043-223-3136

法令等に基づく閲覧等の制度

No.	法令等の名称	請求できる資料	主な内容	請求期間	開示の方法			閲覧等を行う場所	問合せ先 (担当課・室・電話)
					閲覧	縦覧	写し		
175	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第4項	指定公示図書	指定年月日、指定区域、発生原因となる自然現象の種類	限定なし		○		県土整備部河川環境課及び所轄の土木事務所	県土整備部河川環境課 土砂災害対策室 043-223-3443
176	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第4項	指定公示図書	指定年月日、指定区域、発生原因となる自然現象の種類、自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	限定なし		○		県土整備部河川環境課及び所轄の土木事務所	県土整備部河川環境課 土砂災害対策室 043-223-3443
177	河川法第16条第5項	河川整備基本方針 (平久里川水系、作田川水系、真亀川水系、都川水系、南白亀川水系、一宮川水系、海老川水系、権津川水系)	基本高水、計画高水流量、計画高水位、計画横断面に係る川幅、機能維持に必要な流量	限定なし		○		県土整備部河川整備課	県土整備部河川整備課 企画班 043-223-3172
178	河川法第16条の2第6項	河川整備計画 (平久里川水系、江戸川左岸圏域、香取・銚子圏域、作田川水系、手賀沼・印旛沼・根木名川圏域、一宮川水系、都川水系、真亀川水系、南白亀川水系、海老川水系、権津川水系)	河川整備計画の目標に関する事項、河川の整備の実施に関する事項	限定なし		○		県土整備部河川整備課	県土整備部河川整備課 企画班 043-223-3172
179	海岸法第2条の3第6項	千葉東沿岸海岸保全基本計画	海岸の保全に関する基本的な事項 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項	限定なし		○		千葉県ホームページ	県土整備部河川整備課 海岸整備班 043-223-3152
180	公有水面埋立法第3条	公有水面埋立願書	願書写しと添付図書の一部写し	告示の日から3週間		○		県土整備部港湾課及び各港湾所管事務所 県土整備部河川環境課及び所管の土木事務所 (港湾区域以外)	県土整備部港湾課 港湾管理班 043-223-3830 県土整備部河川環境課 河川海岸管理室 043-223-3132
181	港湾法第38条第3項	臨港地区の区域の案	港湾管理者が定めようとする臨港地区の区域の案	公告の日から2週間		○		県土整備部港湾課及び各港湾所管事務所	県土整備部港湾課 港湾管理班 043-223-3830
182	港湾法第38条第8項	臨港地区の区域	港湾管理者が定めた臨港地区の区域	公告の日から		○		県土整備部港湾課及び各港湾所管事務所	県土整備部港湾課 港湾管理班 043-223-3830
183	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第29条、第37条	施設の保安の確保に必要な制限区域	施設の保安の確保に必要な制限区域の位置及び範囲	限定なし		○		千葉県ホームページ	県土整備部港湾課 港湾管理班 043-223-3836
184	港湾法施行規則第14条の2	港湾台帳	帳簿及び図面	限定なし		○		県土整備部港湾課及び各港湾所管事務所	県土整備部港湾課 港湾管理班 043-223-3830
185	港湾法施行規則第1条の10	港湾計画	港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に関する政令で定める事項に関する計画	限定なし		○		県土整備部港湾課及び各港湾所管事務所	県土整備部港湾課 企画班 043-223-3843
186	海岸法第2条の3第6項	東京湾沿岸海岸保全基本計画	海岸保全に関する基本的な事項 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項	限定なし		○		千葉県ホームページ	県土整備部港湾課 企画班 043-223-3843
187	土地区画整理法第55条第1項	事業計画書	土地区画整理事業の名称・施行地区・設計の概要・事業施行期間・資金計画	2週間		○		県土整備部都市整備局市街地整備課	県土整備部都市整備局市街地整備課 企画調整班 043-223-3541

法令等に基づく閲覧等の制度

No.	法令等の名称	請求できる資料	主な内容	請求期間	開示の方法			閲覧等を行う場所	問合せ先 (担当課・室・電話)
					閲覧	縦覧	写し		
188	土地区画整理法第71条の3第4項	機構施行の事業計画	設計の概要	2週間		○		県土整備部都市整備局市街地整備課	県土整備部都市整備局市街地整備課 企画調整班 043-223-3541
189	土地区画整理法第88条第2項	換地計画	設計・各筆換地明細	2週間		○		県土整備部都市整備局市街地整備課	県土整備部都市整備局市街地整備課 企画調整班 043-223-3541
190	千葉県屋外広告物条例第17条の7及び同条例規則第23条	屋外広告業登録簿	県内(千葉市・船橋市・柏市の区域を除く)屋外広告業者の登録番号、氏名又は名称、住所、電話番号等	限定なし	○		○	県土整備部都市整備局公園緑地課 (謄本の交付 400円/通)	県土整備部都市整備局公園緑地課 景観づくり推進班 043-223-3998
191	下水道法第25条の30で準用する同法第23条第3項	流域下水道台帳	排水区域・処理区域の面積、排水人口・処理人口、区域内の地名、供用開始年月日	限定なし	○			所管の下水道事務所	県土整備部都市整備局下水道課 流域下水道管理班 043-223-3350
192	建築基準法第86条第8項	建築基準法施行規則別記第64号様式による計画書	申請者、対象区域の位置、対象区域の面積、敷地面積、建築面積、延べ面積、付近見取図、配置図	限定なし		○		県土整備部都市整備局建築指導課	県土整備部都市整備局建築指導課 建築審査班 043-223-3188
193	浄化槽法第23条第3項	浄化槽工事業者登録簿	登録業者の名称、代表者、住所、役員、営業所(名称、所在地)、浄化槽設備士(氏名、免状交付番号)	限定なし	○		○	県土整備部都市整備局建築指導課 (閲覧 430円/件) (謄本 680円/用紙1枚)	県土整備部都市整備局建築指導課 建築指導室 043-223-3183
194	建築士法第23条の9第2号	設計等の業務に関する報告書	建築士事務所の業務の実績の概要、所属建築士の氏名及びその業務実績	限定なし	○			県土整備部都市整備局建築指導課	県土整備部都市整備局建築指導課 建築指導室 043-223-3183
195	千葉県既存建築物耐震診断・改修講習会実施要領第8	既存建築物耐震診断・改修講習会修了者名簿	講習会修了者の氏名、勤務先名称・住所・電話番号、建築士資格の別	限定なし	○			県土整備部都市整備局建築指導課	県土整備部都市整備局建築指導課 耐震防災室 043-223-3186
196	高齢者の居住の安定確保に関する法律第10条	サービス付き高齢者向け住宅登録簿	賃貸人の氏名(名称)、住所、賃貸住宅の位置、戸数、規模、構造(設備)、提供サービス	限定なし	○			県土整備部都市整備局住宅課	県土整備部都市整備局住宅課 住宅支援班 043-223-3231
197	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第13条	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録簿	賃貸人の氏名(名称)、賃貸住宅の位置、規模、構造、家賃	限定なし	○			県土整備部都市整備局住宅課	県土整備部都市整備局住宅課 住宅政策班 043-223-3255
198	営繕工事に係る設計材料単価等公開要領	材料単価等	営繕工事設計材料単価等	限定なし	○			県ホームページ	県土整備部営繕課 企画調整班 043-223-3216
199	千葉県教育委員会行政文書管理規則第9条第5項(平成21年3月改正前のもの)	行政文書分類表	職員が組織的に用いるものとして、職務上作成・取得した行政文書を系統的に分類した表	限定なし	○		○	審査情報課総合窓口 (写しの交付 10円/枚)	教育庁企画管理部教育総務課 文書・情報室 043-223-4005
200	千葉県教育委員会行政文書管理規則第9条第4項	行政文書分類	職員が組織的に用いるものとして、職務上作成・取得した行政文書を系統的に分類した表	限定なし	○		○	審査情報課総合窓口 (写しの交付 10円/枚)	教育庁企画管理部教育総務課 文書・情報室 043-223-4005
201	千葉県教育委員会行政文書管理規則第11条第3項(平成21年3月改正前のもの)	行政文書目録	事務を所掌している課が保有する行政文書の目録	限定なし	○		○	審査情報課総合窓口 (写しの交付 10円/枚)	教育庁企画管理部教育総務課 文書・情報室 043-223-4005
202	千葉県教育委員会行政文書管理規則第11条第2項	行政文書の件名等	事務を所掌している課が保有する行政文書の件名、事務処理の年月日、保存期間等に係る一覧	限定なし	○		○	審査情報課総合窓口 (写しの交付 10円/枚)	教育庁企画管理部教育総務課 文書・情報室 043-223-4005
203	政治資金規正法第19条の16第1項	国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写し	収支報告書と併せて提出すべき領収書等の写し以外の領収書等の写し	選挙管理委員会 が収支報告書の 要旨を公表した 日から3年間	○		○	選挙管理委員会	選挙管理委員会 043-223-2142

法令等に基づく閲覧等の制度

No.	法令等の名称	請求できる資料	主な内容	請求期間	開示の方法			閲覧等を行う場所	問合せ先 (担当課・室・電話)
					閲覧	縦覧	写し		
204	政治資金規正法第20条の2第2項	政治団体の収支報告書等	毎年12月31日現在で、その年の収入、支出その他の事項を記載した報告書	選挙管理委員会が収支報告書の要旨を公表した日から3年間	○		○	選挙管理委員会	選挙管理委員会 043-223-2142
205	公職選挙法第192条第4項	選挙運動に関する収支報告書	公職の候補者の選挙運動に関する収入、支出を記載した報告書	受理した日から3年間	○			選挙管理委員会	選挙管理委員会 043-223-2142
206	政党助成法第32条第5項	支部政党交付金に係る支部報告書等	毎年12月31日現在で、その年の支部政党交付金の額及び同交付金による支出等を記載した報告書	総務大臣が要旨を公表した日から5年間	○			選挙管理委員会	選挙管理委員会 043-223-2142
207	地方自治法施行令第174条の49の25第2項 千葉県外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の閲覧に関する規則	資格書面	契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の写し	契約の期間	○			監査委員事務局調整課	監査委員事務局 調整課 043-223-3727
208	労働委員会規則第67条、第68条	あっせん員候補者名簿	氏名、職業、経験、履歴、委嘱の日付	限定なし	○			労働委員会事務局	労働委員会事務局 審査調整課 043-223-3737
209	千葉県企業局行政文書の管理に関する規程第9条第4項	行政文書分類	職員が、職務上作成・取得した行政文書を系統的に分類したもの	限定なし	○		○	企業局管理部総務企画課 (写しの交付 10円/枚)	企業局管理部総務企画課 総務班 043-211-8303
210	千葉県企業局行政文書の管理に関する規程第11条第2項	行政文書の件名、保存期間の種別、文書分類番号及び事務処理の終了年月日	事務を所掌している課が保有する行政文書の件名等	限定なし	○		○	企業局管理部総務企画課 (写しの交付 10円/枚)	企業局管理部総務企画課 総務班 043-211-8303
211	千葉県企業局建設工事等に係る入札結果等の公表に関する事務取扱要領	開札調書	建設工事に係る入札結果等の公表	当該入札が執行された日の属する会計年度の翌会計年度が終了する日まで	○			各発注機関 (本局にあっては経理課契約班)	企業局管理部経理課契約班 043-211-8589
212	千葉県企業局物品の購入等に係る入札結果等の公表に関する事務取扱要領	開札調書	入札の結果(建設工事等を除く)	落札決定又は契約の相手方を決定した日以降から翌会計年度が終了する日まで	○			各発注機関 (本局にあっては経理課契約班) 入札情報サービス	企業局管理部経理課契約班 043-211-8589
213	千葉県企業局物品の購入等に係る入札結果等の公表に関する事務取扱要領	評価調書	総合評価落札方式による入札に係る評価項目及び評価点	翌会計年度末まで	○			各発注機関 (本局にあっては経理課契約班)	企業局管理部経理課契約班 043-211-8589
214	千葉県企業局物品の購入等に係る入札結果等の公表に関する事務取扱要領	指名競争入札とした理由及び業者選定理由書	指名競争入札とした理由及び業者選定理由	翌会計年度末まで	○			各発注機関 (本局にあっては経理課契約班) 入札情報サービス	企業局管理部経理課契約班 043-211-8589
215	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び同法施行令に係る千葉県企業局入札契約事務運用マニュアル	発注見通し	当該年度に発注予定の予定価格が250万円を超える工事一覧	毎年度4月中旬から当該年度の3月31日まで	○			各発注機関 (本局にあっては経理課契約班) 入札情報サービス	企業局管理部経理課契約班 043-211-8589

法令等に基づく閲覧等の制度

No.	法令等の名称	請求できる資料	主な内容	請求期間	開示の方法			閲覧等を行う場所	問合せ先 (担当課・室・電話)
					閲覧	縦覧	写し		
216	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び同法施行令に係る千葉県企業局入札契約事務運用マニュアル	建設工事指名業者選定理由(指名競争入札)	当該年度に発注した予定価格が250万円を超える工事の指名理由	翌年度末まで	○			各発注機関 (本局にあつては経理課契約班) 入札情報サービス	企業局管理部経理課契約班 043-211-8589
217	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び同法施行令に係る千葉県企業局入札契約事務運用マニュアル	発注工事の契約内容及び設計変更について	当該年度に発注した予定価格が250万円を超える工事の契約内容	翌年度末まで	○			入札情報サービス	企業局管理部経理課契約班 043-211-8589
218	千葉県企業局建設工事等低入札価格調査実施要領	調査対象となった工事の概要について	調査対象となった工事の概要について	翌年度末まで	○			企業局管理部経理課契約班 企業局ホームページ	企業局管理部経理課契約班 043-211-8589
219	随意契約に係る情報の公表について	少額随意契約を超える随意契約の概要及び理由	少額随意契約を超える随意契約の概要及び理由	翌年度末まで	○			各発注機関 (本局にあつては経理課契約班) 入札情報サービス	企業局管理部経理課契約班 043-211-8589
220	千葉県企業局オープンカウンター実施要領	オープンカウンターの結果	オープンカウンターの結果	翌会計年度末まで	○			入札情報サービス	企業局管理部経理課契約班 043-211-8589
221	千葉県企業局委託業務低入札価格調査実施要領	低入札価格調査制度による調査対象業務	調査対象となった業務の概要	翌会計年度末まで	○			企業局経理課契約班 企業局ホームページ	企業局管理部経理課契約班 043-211-8589
222	千葉県企業局委託業務低入札価格調査実施要領	低入札価格調査の実施概要	失格者とした者に係る低入札価格調査等の概要	翌会計年度末まで	○			企業局経理課契約班 企業局ホームページ	企業局管理部経理課契約班 043-211-8589
223	建設工事に係る業務委託の発注見直し公表マニュアル	発注見直し	当該年度に発注する建設工事に係る調査、測量、設計等の業務委託のうち、予定価格が100万円を超えるものに係る案件名称・業務概要・発注予定時期等	当該年度	○			入札情報サービス	企業局管理部経理課契約班 043-211-8589
224	千葉県企業局造成土地管理事業委託成績評定結果公表要領	業務委託料100万円を超える委託業務の受注者宛委託業務検査結果実施通知書	委託業務名、受注者名、業務委託料、検査監名、総合評定点等	検査を実施した年度とその翌年度の末日まで	○			委託発注機関 ※閲覧について 企業局土地管理部土地事業調整課 043-296-8925 ※制度について	
225	千葉県企業局造成土地管理事業の土地譲渡契約に伴う入札情報の公表に関する取扱要領	入札結果閲覧簿	・開札(入札)執行日時及び場所 ・分譲等の名称 ・入札物件(地番、地目、地積) ・入札参加者数 ・落札者の名称、所在地及び落札価格(個人が落札した場合は除く。) ・入札に係る予定価格 ・開札調書(個人の氏名及び入札金額、並びに個人が落札した場合の落札価格を除く。)	当該開札が執行された日の翌開札日から当該開札が執行された日の属する会計年度の翌会計年度が終了する日まで	○	○		県ホームページ、当該公表事務を所掌する課長が指定した場所	企業局土地管理部 土地事業調整課 043-296-8925

法令等に基づく閲覧等の制度

No.	法令等の名称	請求できる資料	主な内容	請求期間	開示の方法			閲覧等を行う場所	問合せ先 (担当課・室・電話)
					閲覧	縦覧	写し		
226	病院局入札結果の公表に関する事務取扱要領	開札調書	入札の結果(建設工事等を除く)	落札決定又は契約の相手方を決定した日以降から翌会計年度が終了する日まで	○			入札を執行した所属 (経営管理課又は各病院)	病院局経営管理課 経営企画戦略室 043-223-3967
227	病院局入札結果の公表に関する事務取扱要領	評価調書	総合評価落札方式による入札に係る評価項目及び評価点	翌会計年度末まで	○			入札を執行した所属 (経営管理課又は各病院)	病院局経営管理課 経営企画戦略室 043-223-3967
228	病院局入札結果の公表に関する事務取扱要領	指名競争入札とした理由及び業者選定理由書	指名競争入札とした理由及び業者選定理由	翌会計年度末まで	○			入札を執行した所属 (経営管理課又は各病院)	病院局経営管理課 経営企画戦略室 043-223-3967
229	千葉県病院局行政文書の管理に関する規程第9条第4項	行政文書分類	職員が、職務上作成した・取得した行政文書を系統的に分類したもの	限定なし	○		○	病院局経営管理課 (写しの交付 10円/枚)	病院局経営管理課 給与福利班 043-223-3962
230	千葉県病院局行政文書の管理に関する規程第11条第2項	行政文書の件名、保存期間の種別、文書分類番号及び事務処理の終了年月日	事務を所掌している課が保有する行政文書の件名等	限定なし	○		○	病院局経営管理課 (写しの交付 10円/枚)	病院局経営管理課 給与福利班 043-223-3962
231	遺失物法第8条	千葉県の警察署長が公告をした物件及び他の警察本部長から通報を受けた物件に関する情報	物件の分類、特徴、拾得日、保管満了日、拾得場所、問い合わせ先	物件の提出を受けた日から3ヶ月間			○	ポリスネット・千葉 (県警ホームページ)	警察本部総務部会計課 043-201-0110
232	公共調達の適正化について	競争入札及び随意契約(公表対象に限る)に係る契約情報(国費支出分)	契約名称、契約締結日、契約相手方、契約金額等	掲載(契約締結の翌日から起算し72日以内(4月契約分は93日以内))後、契約締結日から1年間			○	ポリスネット・千葉 (県警ホームページ)	警察本部総務部会計課 043-201-0110
233	千葉県警察の文書に関する訓令第44条(平成30年4月改正前のもの)	行政文書分類表・行政文書目録	職員が、組織的に用いるものとして、職務上作成・取得した行政文書を系統的に分類した表及びその目録	限定なし	○		○	警察本部情報公開・個人情報センター (写しの交付 10円/枚)	警察本部総務部広報県民課 情報公開・個人情報センター 各警察署警務課 043-201-0110
234	千葉県警察の文書に関する訓令第44条	行政文書分類管理簿・行政文書目録	職員が、組織的に用いるものとして、職務上作成・取得した行政文書を系統的に分類した表及びその目録	限定なし	○		○	警察本部情報公開・個人情報センター (写しの交付 10円/枚)	警察本部総務部広報県民課 情報公開・個人情報センター 各警察署警務課 043-201-0110
235	千葉県個人情報保護条例第7条第1項	個人情報取扱事務登録簿	各実施機関における個人情報取扱事務に関する(1)事務の名称、(2)事務を所管する組織の名称、(3)事務の目的、(4)事務に係る個人の類型、(5)(4)の個人の類型ごとの個人情報項目、口個人情報収集する理由、ハ個人情報収集の主な収集先、ニ個人情報の主な提供先、(6)その他実施機関が定める事項	限定なし	○			警察本部情報公開・個人情報センター	警察本部総務部広報県民課 情報公開・個人情報センター 各警察署警務課 043-201-0110
236	千葉県公安委員会文書管理規則第9条第4項(平成30年4月改正前のもの)	行政文書分類表	職員が、組織的に用いるものとして、職務上作成・取得した行政文書を系統的に分類した表	限定なし	○		○	警察本部情報公開・個人情報センター (写しの交付 10円/枚)	警察本部総務部総務課 公安委員会補佐室 043-201-0110
237	千葉県公安委員会文書管理規則第9条第4項	行政文書分類管理簿	職員が、組織的に用いるものとして、職務上作成・取得した行政文書を系統的に分類し、保存期間満了時の措置等を表示した一覧	限定なし	○		○	警察本部情報公開・個人情報センター (写しの交付 10円/枚)	警察本部総務部総務課 公安委員会補佐室 043-201-0110

法令等に基づく閲覧等の制度

No.	法令等の名称	請求できる資料	主な内容	請求期間	開示の方法			閲覧等を行う場所	問合せ先 (担当課・室・電話)
					閲覧	縦覧	写し		
238	千葉県公安委員会文書管理規則第10条第3項	行政文書目録	職員が、組織的に用いるものとして、職務上作成・取得した行政文書の目録	限定なし	○		○	警察本部情報公開・個人情報センター (写しの交付 10円/枚)	警察本部総務部総務課 公安委員会補佐室 043-201-0110
239	警察署協議会運営要綱第5	協議会の議事概要	協議会名、開催日時・場所、議事要旨等	おおむね2年	○			ポリスネット・千葉 (県警ホームページ)	警察本部総務部広報県民課 043-201-0110
240	千葉県職員倫理条例	贈与等報告書(一件につき二万円を超える部分に限る)	贈与等を受けた者の職氏名・贈与等を受けた内容・贈与等をした事業者等の名称及び住所	5年間(報告書提出後60日間を除く)	○			倫理監督者が指定する場所	警察本部警務部監察官室 043-201-0110
241	街頭防犯カメラネットワークシステムの運用に関する規定	同規定に基づく街頭防犯カメラの設置状況	設置場所、設置台数	限定なし	○			ポリスネット千葉(県警ホームページ)	警察本部生活安全部生活安全総務課 043-201-0110
242	古物営業法第8条の2	ホームページを利用して取引を行う古物商の一覧	古物商の氏名又は名称、古物商の許可番号、古物商のURL	限定なし	○			千葉県公安委員会のホームページ	警察本部生活安全部風俗保安課 043-201-0110
243	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第9条	公安委員会が申請に係る遊技機等が技術上の規格に適合していると認めた公示文書	適合機の型式番号、メーカー等	限定なし	○			警察本部生活安全部風俗保安課	警察本部生活安全部風俗保安課 043-201-0110
244	警備業法に基づく行政処分の公表について	警備業行政処分簿	営業停止命令等を受けた警備業者について、当該処分の年月日、内容等	当該処分が行われた日から起算して3年間	○			警察本部生活安全部風俗保安課及びポリスネット・千葉(県警ホームページ)	警察本部生活安全部風俗保安課 043-201-0110
245	探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表について	探偵業行政処分簿	営業停止命令等を受けた探偵業者について、当該処分の年月日、内容等	当該処分が行われた日から起算して3年間	○			警察本部生活安全部風俗保安課及びポリスネット・千葉(県警ホームページ)	警察本部生活安全部風俗保安課 043-201-0110
246	千葉県暴力団排除条例	条例に基づく勧告に従わなかった違反者の氏名等の情報	氏名(名称)、住所(主たる事務所の所在地)、公表の原因となる事実、違反条項	限定なし	○			ポリスネット千葉(県警ホームページ)	警察本部刑事部組織犯罪対策本部組織犯罪対策課 043-201-0110
247	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律等の解釈及び運用等について(令和元年11月29日警察庁丙交企発第64号ほか)	処分概要	処分を受けた自動車運転代行業者の認定番号、業者の名称、主たる営業所が所在する市町村、処分年月日、処分内容、根拠法令、及び処分を行った公安委員会	当該処分が行われた日から2年間	○			ポリスネット千葉(県警ホームページ)	警察本部交通部交通総務課 043-201-0110
248	道路交通法第51条の12第1項	放置車両確認機関の名称及び所在地等	委託警察署、放置車両確認機関の名称及び所在地	契約日から契約期間終了まで	○			警察本部交通部交通指導課及びポリスネット・千葉(県警ホームページ)	警察本部交通部交通指導課 043-201-0110
249	道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う交通警察の運営について(平成17年3月22日警察庁交指発第14号)	駐車監視員活動ガイドライン・違法駐車取締り活動方針	重点的に放置駐車取締りを行う場所、時間帯を定めたガイドライン等	見直しまで	○			警察本部交通部交通指導課及びポリスネット・千葉(県警ホームページ)	警察本部交通部交通指導課 043-201-0110
250	確認事務の委託の手続等に関する規則第6条	駐車監視員資格者講習の日時等	駐車監視員資格者講習の期日及び場所、受講手続に関する事項、その他必要な事項	公示から申込終了日まで	○			警察本部交通部交通指導課及びポリスネット・千葉(県警ホームページ)	警察本部交通部交通指導課 043-201-0110
251	道路交通法施行令第17条の8第1項	委託先事業者一覧表	放置違反金のコンビニエンスストア収納事務委託先の所在地、名称	契約日から契約期間終了日まで	○			警察本部交通部交通指導課及びポリスネット・千葉(県警ホームページ)	警察本部交通部交通指導課 043-201-0110
252	オープンカウンター実施要綱	オープンカウンター結果一覧	案件番号、案件名称、契約の相手方の氏名及び決定金額	契約相手方を決定した日以降から翌会計年度が終了する日まで	○			ポリスネット・千葉(県警ホームページ)	警察本部総務部会計課 043-201-0110

法令等に基づく閲覧等の制度

No.	法令等の名称	請求できる資料	主な内容	請求期間	開示の方法			閲覧等を行う場所	問合せ先 (担当課・室・電話)
					閲覧	縦覧	写し		
253	特定交通安全施設等整備事業を実施すべき道路の指定について (令和4年3月11日国家公安委員会国土交通省告示第1号)	特定交通安全施設等整備事業を実施すべき道路の指定	道路種別別延長集計表、区間別指定道路一覧表、2号基準該当地区一覧表、円滑化対策地区一覧表、指定予定道路・2号基準該当地区・円滑化対策地区図	指定の見直しまで		○	○	警察本部情報公開・個人情報センター (写しの交付 10円/枚)	警察本部交通部交通規制課 043-201-0110
254	高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第36条第5項	基本構想策定市町村における交通安全特定事業計画	交通安全特定事業計画の内容及び地図	事業終了年度まで		○	○	警察本部情報公開・個人情報センター (写しの交付 10円/枚)	警察本部交通部交通規制課 043-201-0110
255	道路交通法第75条の17 道路交通法第75条の27第3項 道路交通法施行規則第9条の38	特定自動運行の許可に係る事項	<ul style="list-style-type: none"> 許可(計画変更の許可)を受けた特定自動運行実施者の氏名又は名称等 許可の取消しを受けた特定自動運行実施者の氏名又は名称等 許可証を返納した特定自動運行実施者の氏名又は名称等 	<ul style="list-style-type: none"> 【許可を受けた場合】…許可の取消し又は許可証の返納により特定自動運行が行われないこととなるまで 【許可の取消しを受けた場合及び許可証を返納した場合】…一定の期間 	○			ポリスネット千葉(県警ホームページ)	警察本部交通部交通総務課 043-201-0110
256	千葉県留置施設視察委員会運営要綱の制定について 第10 (意見等の公表)	活動状況	前年度の留置施設視察委員会の活動状況	公開の日から1年間	○			ポリスネット・千葉(県警ホームページ)	警察本部総務部留置管理課 043-201-0110